

## 志賀白水郎歌十首の歌謡性：憶良単独創作説を疑心

福田，良輔  
九州大学教授

<https://doi.org/10.15017/12378>

---

出版情報：語文研究. 4/5, pp.110-118, 1956-10-30. 九州大学国語国文学会  
バージョン：  
権利関係：

# 志賀白水郎歌十首の歌謡性

— 憶良の単独創作説を疑ふ —

福田良輔

九州大学に法文学部が開設されたのが大正十四年四月であり、翌十五年四月に国文学講座が開設され、昭和二十五年七月末講座増設と共に国語学国文学講座と改称され、開設以来今年で三十周年を迎へたのである。

九州大学に国語学国文学を学んだ人に懐古と親愛の情を起こさせる題目を選んで小論をものし、慶祝の徴意を表はすことにした。法文学部の屋上から博多湾を望むと、秋晴れの海上には、今日も三十年一日の如く、志賀島の懐かしい姿が、万葉人、志賀の白水郎あまの生涯の思ひを籠めて静かに浮んでゐる。

## 一

万葉集、卷十六の「筑前国志賀白水郎泰十首」ほど、戦後万葉学界を賑はせた問題は一寸見当らないやうである。

今年になつても、主な論文だけでも三つばかり出てゐる。さてこの「志賀白水郎歌十首」に関する問題は、大別すると、十首の配列に関する問題と作者に関する問題との二つになる。配列に関する問題は連作と非連作との説があり、連作説には現存万葉集の配列順序を原形とする説と、現在の配列順序は原形のそれとは異なつたものとする説とがある。が、連作説に関する異説は、いづれにしても連作として構成された十首の各歌相互間の内面的有機的關係に関する見解—解釈、鑑賞—の相異に基づいてゐる。作者については、山上憶良説と非憶良説との二つに大別される。連作説の多くは憶良説であり、松岡静雄・土屋文明・笠井清・犬養孝・次田真幸・諸氏、沢瀉久孝・武田祐吉・高木市之助の諸博士、いづれもちうである。非憶良説には、万葉集古義及び井上通泰・尾山篤二郎両博士がある。この両説の外に、民謡に憶良の手又に作歌が加はつたと見る説があり、

釜田喜三郎氏は、第一首から第四首までは民謡、第五首から第十首までは、民謡の四首に憶良が唱和した作と見るのである。筆者は、民謡に憶良の手が加はつたものであるといふ私見を三年前発表して大略次のやうなことを述べた。<sup>(1)</sup>  
万葉集卷二の磐の姫の皇后の連作及び古今集卷十四恋歌の連作と志賀の白水郎の連作との対比によつて、この三つの連作にはいづれも表現形式上の共通性と民謡的要素とがあることを明らかにした。且つ、筑前国粕屋郡の志賀地方一帯が、古代、海人の部族を率ゐて、航海・漁撈を司り、勢威隆々たる一大豪族の阿曇氏の本郷であることを考慮すると、万葉時代志賀地方には阿曇氏の祖先の代から民謡が労働歌として伝誦されて歌はれてゐたであらう。志賀白水郎歌十首には少くともそのやうな民謡的要素が含まれてゐるやうに思はれる。したがつて、憶良の手が歌の詞や配列の上に加はつてゐることを認めるにしても、憶良一人の全くの創作になる歌と断定することには躊躇される。<sup>(2)</sup>  
さて、今年になつて、沢瀉久孝博士をはじめ犬養孝・笠井清両氏等「筑前国志賀白水郎歌十首」に關して卓説をお出しになつてゐる方が、連作としての歌の配列の原形問題について所説を述べられ、論議が交はされた。筆者は専門違ひではあるが、筆者が私説を発表した折、目に触れ得なかつた資料も出て来たので、先年の私説を補強し、補正し

て、大方の御批判と御叱正とを仰ぎたいと思ふ。三代実録卷二十八、貞観十八年正月の条に次のやうな記事が見える。<sup>(3)</sup>  
廿五日癸卯、先是、貞観十六年大宰府言、香椎廟宮。每。年。春。秋。祭。日、志。賀。嶋。白。水。郎。男。十。人。女。十。人。奏。風。俗。樂。一。所。着。衣。裳。去。宝。龜。十。一。年。大。貳。正。五。位。上。佐。伯。宿。禰。今。毛。人。所。造。也。年。代。久。遠。不。レ。中。三。服。用。一。請。以。三。府。庫。物。一。造。一。宛。之。一。至。是。太。政。官。処。分、依。レ。請。焉。〔新訂増補國史大系〕第四卷、三六九頁参照。(圈点は筆者付す)  
この記事は、志賀の白水郎が漁撈・航海を業とする生活共同体であり、阿曇氏を長とする氏族集團時代から伝誦された集團の生活歌、労働歌である民謡があつて、それが奈良時代志賀の白水郎の風俗歌として、香椎廟宮に毎年春秋の祭日に奏せられてゐたことを裏書きするに十分である。もともと、阿曇氏を長とする氏族集團時代から伝誦された志賀の白水郎の生活に根ざす集團歌謡が伝誦されてゐた形跡があつたことは、拙稿「筑前国志賀白水郎歌十首の作者の複數ふについて」の中で推定したところである。右の記事によつて、この推定は確実視することができると思ふが、なほ私説を補説し旁々補正しよう。

註

- (1) 松田静雄氏「有甲縁歌と防人歌」、
- (2) 土屋文明氏「万葉集私注」第十六卷、

二

- (3) 笠井清氏「筑前国志賀白水郎十首の真意」『国語と国文学』昭和廿五年二月号、
- (4) 犬養孝氏「筑前国志賀白水郎歌」『国語と国文学』昭和廿七年一月・二月両号
- (5) 次田真幸氏「山上憶良論」『万葉集大成』第九卷研究篇、
- (6) 沢瀧久孝博士「山上憶良の生涯と作品」春陽堂版『万葉集講座』作者研究篇、
- (7) 武田祐吉博士「万葉集全註釈」第十三卷、
- (8) 高木市之助博士「筑前国志賀白水郎歌十首」『中部日本新聞社』発行『万葉集新説』所収、
- (9) 井上通泰博士「万葉集新考」第六卷、
- (10) 尾山篤二郎博士「大伴旅人・山上憶良」『作者別万葉集評釈』第四卷所収、
- (11) 釜田喜三郎氏「筑前国志賀白水郎歌十首異見」関西大学『国文学』昭和廿五年五月創刊号、
- (12) 「筑前国志賀白水郎歌十首の作者の複数性について」『文学研究』第四六輯、昭和二十八年八月
- (13) 沢瀧久孝博士「志賀白水郎歌十首」『万葉』第十八号、昭和卅一年一月、
- (14) 犬養孝氏「万葉集志賀白水郎歌論議」『解釈と鑑賞』昭和卅一年八月号、
- (15) 笠井清氏「志賀白水郎歌十首の原形原意の問題」『万葉』第二〇号、昭和卅一年七月、

風俗については、「貞観儀式」に次のやうな記事が散見する。

A 風俗歌人、両国ノ男女各二十人、装束男ハ……細布襪一

兩 舞人八人着ニ布帶、女ハ各領布……  
末額ニ各執ニ阿礼末

B 悠紀ノ国司率ニ歌人ヲ、入レ自ニ同門ニ就レ位、奏ニ国風ヲ

C 次隼人司率ニ隼人等一、從ニ興礼門ニ參入、於ニ御在所、

屏外ニ北向立、奏ニ風俗ノ歌舞主基亦同

以上、儀式卷第三、踐祚大嘗祭儀中

D 次国司率ニ風俗ノ歌人等ヲ、且歌還時參入…乃奏ニ風俗ノ歌舞亦同

舞成列ニ之…次ニ供ニ御膳ヲ、賜ニ群臣ニ饌ヲ、奏ニ国

風一、

E 次ニ悠紀主基ノ両国司率ニ歌人歌女ヲ、入ニ同門東西ノ戸ヲ

就ニ左右ノ幄ニ、奏ニ風俗ノ樂ヲ、歌舞一曲退出、

以上儀式卷第四、踐祚大嘗祭儀下、「増訂故実叢書」に拠る。

即ち、風俗歌は「奏国風」(BD)により、「くにぶり」の歌である。また、「奏風俗歌舞」(CD)とあるので、歌に

は「くにぶり」の舞を伴つてゐたことが分り、また歌には曲譜があつたことは、「奏風俗楽」(E)を俟つまでもなく、風俗歌に舞と曲譜を伴ふことは、従來說かれてゐることである。貞観儀式の記事は、大嘗祭に悠紀・主基両国が奏した風俗歌についてであるが、奈良時代、香椎廟宮の毎年春秋の祭日に志賀の白水郎男女各十人が奏した風俗楽も、大嘗祭の風俗歌と奏する形式次第は略同じであつたらう。歌も同じく舞と曲譜とを伴つてゐたであらう。しかして、志賀の白水郎が香椎廟宮の春秋の祭日に風俗楽を奏したといふことは、志賀の白水郎が他の社会とは異つた特殊な生活集団であつたことを思はしめるものがある。大嘗祭儀式において、悠紀・主基両国が風俗歌(風俗歌舞)を奏するのであるが、この両国の外に吉野の国栖が古風や歌笛を奏し、隼人が風俗の歌舞を奏する。国栖は異族ではないにしても、山林に住む先住人で、吉野の国栖が一般の人々とは風俗習慣を異にしてゐたことは、記紀の記するところであり、隼人が異種族で風俗習慣を異にしてゐたことは、いふまでもない。大嘗祭に吉野の国栖が奏する古風は、吉野の国栖の風俗歌(風俗歌舞・国風)で、遠い祖先から遺されたものであらう。異族である隼人の風俗の歌舞が著しく異なるものであつたことは、これ亦いふまでもない。大嘗祭の風俗歌の奏上は、国々の鎮魂歌舞と国々の服従誓約式

とを意味するといふ折口信夫博士の説に従へば、悠紀・主基両国の風俗歌の外に、吉野の国栖が古風や歌笛を、隼人が風俗の歌舞を奏したといふことは、吉野の国栖と隼人とに服従の誓が古い時代から最も強く要求せられて来たので、吉野の国栖と隼人とが代表者として選ばれたことを意味すると思はれる。志賀の白水郎が、天皇氏の祖先である仲哀天皇・神功皇后を祀る香椎廟宮の春秋の祭日に風俗楽を奏したことは、大嘗祭の吉野の国栖や隼人の奏上と同じ意味があつたと考へてよい。それは、志賀の白水郎が、異族とまでは言へないにしても、吉野の国栖の場付のやうに、集団の生活や風俗習慣において、普通の社会集団とは異つたものであつたので、代表者として志賀の白水郎の風俗楽が選ばれたのであらう。

筑前の志賀の地名を詠み込んだ短歌は、巻十六の志賀白水郎歌十首の外に、万葉集には十二首見える。そのうち、作者の明かな歌二首と巻十五の「遺新羅使人等」の作三首以外の七首は、いづれも民謡系統の歌であり、作者の明かな五首の中にも民謡の流れを汲む歌がある。しかも、万葉集中地名の詠み込まれた白水郎の歌で、最も歌数が多いのは志賀の白水郎の歌であり、比較的古い作と思はれるのも、志賀の白水郎の歌と思はれるのである。更に、志賀の地名を詠み込んだ民謡を詠つた態度には、何となく志賀の

白水郎を普通一般人とは異つたものと見てゐることが感ぜられる。これは、志賀の白水郎が吉野の国栖などと同じく、その集団の歴史や風俗習慣が普通の社会の人々とは異つてゐたためではないかと思はれる。端的にいへば、志賀の白水郎は、松岡静雄氏その他の人によつて説かれた如く、阿曇氏に率ゐられた海人族に属し、異族的血の要素が流れてゐると考へられる。このやうに異なるために、古い時代から一般社会の人々の間に有名であり、そのため志賀の白水郎の歌も古くから知られ、広く伝誦されたものと思はれる。

香椎廟宮に奏上した志賀の白水郎の風俗楽の歌詞は伝へられてゐないが、臆測が許されるならば、万葉集中、筑前志賀の地名が詠み込まれた短歌中の作者不明の歌に類する民謡であり、それらの作者不明の歌の中には、志賀の白水郎が奏した風俗歌が交つてゐないとは保証されない。

以上述べたことを要約すると、奈良朝時代香椎廟宮に志賀の白水郎が毎年春秋の祭日に風俗楽を奏してゐたといふ事実を考察することによつて、拙稿「筑前国志賀白水郎歌十首の作者の複数性について」の中で述べた次の事項が一層確實視されるに至つたのである。即ち志賀の白水郎は古くは阿曇氏に率ゐられた海人族に属する社会集団であつて、奈良時代においても歴史的に社会的に特殊な社会集団

であつたこと、航海・漁撈を主たる生業とする集団の生活史があつたこと、このやうな特殊な集団の生活史に根ざす民謡が集団の成員によつて伝誦せられてゐたこと、したがつて、「筑前国志賀白水郎歌十首」には、歌詞や歌の配列順序に憶良の手が加はつてゐることは認められるにしても、すべてを憶良ただ一人の作と見ることは躊躇されることの諸事項である。

註

(1) 「文学研究」第四六輯所載、昭和六年八月、

### 三

風俗歌は短歌形式の民謡であり、それには曲譜と舞とを伴つてゐたことはすでに述べた。しかして、風俗歌は集団の歌謡であり、貞観儀式第三巻には「風俗歌人両国男女各二十人」とあり、前出の記事にも「志賀白水郎男女十人女十人奏風俗楽」とあるので、一つの風俗歌は男女各十人によつて構成された集団の歌謡であつたのである。風俗歌は、本質的には氏族や地域の集団生活を背景とする相聞歌の内容を有する民謡である。男女各十人といふのも相聞歌の原始的形である「かけあひ」歌の名残りであらう。このやうな地縁関係の基礎の上に立つ氏族集団には、相聞歌系統の歌

謡の外に、集團の歴史乃至生活史を素材とする叙事詩の歌謡があつて、やはり曲譜と舞とが伴つて、集團の場において歌舞された。志賀の白水郎が自己の風俗歌を有し、祖先の時代から普通一般の社会とは異つた特殊な社会集團であることを考へると、志賀の白水郎にも、集團の歴史乃至生活史を素材とする叙事詩の歌謡が伝へられてゐたことが考へられる。したがつて、このやうな観点から、「筑前国志賀白水郎歌十首」の成立事情や作者及び構成等の諸問題を再考することが必要であらう。

志賀白水郎の十首の歌の叙述内容は、航海・漁撈を生業とする志賀の白水郎の集團生活史上に起つた一事件を述べたものと見ることが出来る。作者問題を一往お預けにしていふと、この十首の歌は、万葉集卷二の冒頭の「磐姫皇后思天皇御作歌四首」と歌の性質及び表現形式において、一致してゐる。この事については、拙稿「筑前国志賀白水郎歌十首の作者の複数性について」の中で述べたので、詳細はそれに譲ることにして、ここに必要なことだけを結論的にいふこととする。一方が天皇氏の氏族史上の仁徳天皇の御代の記憶すべき一事件 (event) である一つの物語を、他方は志賀の白水郎といふ特殊な集團の生活史上の記憶すべき一事件である一つの物語を述べてゐる。磐の姫の皇后の連作四首の構成要素となつてゐる各歌は、いづれも伝誦

されてゐた有名な民謡で、それが天皇と皇后との一事件である物語に仮託されたものであることは、沢瀧久孝博士等によつて説かれてゐる通りである。しかして、連作の構成要素である各民謡の作者と、各民謡を配列して統一ある一個の作品を創造した構成者とは別人である。少くとも必ずしも同一人であるとは言へない。磐の姫の皇后の連作の構成上の技術については、かつて述べたところであるが、連作の構成技術が精巧で、各歌の配列に間然するところがなく、芸術的に勝れてゐるといふことは、構成が勝れた特定の詩人だけの手によつてなされたことを意味しない。氏族集團や社会集團の生活史上の記憶すべき一事件を述べてゐる歌謡は、長歌にせよ短歌の連作にせよ、長年月に亘る集團の詩人達の手が、勝れた長歌や連作を生み出したことが考へられる。一事件を叙してゐる記紀歌謡の長歌や連作性の短歌群にしても、多くは特定の詩人一人によつて創作されたものではなく、長年月に亘る集團の制作である。このやうな観点から、筑前国志賀白水郎歌十首の成立事情・作者・構成等の諸問題を更めて考へ直す必要があらう。

今一つ、考へ直さなくてはならないことは、すでに考察したやうに、志賀の白水郎も他の集團と同じく、集團の歴史乃至生活史上の記憶すべき一事件を物語る叙事詩の歌謡を有してゐたと推定されることである。記紀の歌謡は、天

皇氏を中心とする集団の氏族史上の記憶すべき一事件を物語る歌物語の歌謡として、記紀に採録されてゐる。記紀の短歌も多くは独立の短歌であつて、したがつて抒情詩であるが、記紀の本質から見れば、一事件の過程を物語る素材として、叙事詩的役割を果してゐる。磐の姫の皇后の連作四首もさうであり、万葉集開卷冒頭の雄略天皇の御製が記憶すべき一つの恋愛事件を叙してゐるのと同じである。志賀の白水郎歌十首も、その集団の生活史が、航海・漁撈に貫かれてゐることを思ふと、集団の記憶すべき一事件を連作の表現形式において物語つた叙事詩と見ることができ

る。次に考へるべきことは、集団の歴史乃至生活史上の一事件を物語る歌謡には、舞を伴つて演出されることである。集団の場において演出され、集団の人々は記憶すべき過去の事件を回想し、且つ知るのである。記紀の歌謡の多くには、舞を伴ひ演出された痕跡が遺つてゐる。前記の雄略天皇の御製や磐の姫の皇后の連作も、舞を伴ひ演出された形跡がある。志賀の白水郎歌十首も、集団の生活史上の一事件として舞を伴ひ演出された形跡が歌詞の諸所に看取される。

この十首の歌の第六首

あ、ならはあこのなりをばおもはるさしのやせををまてとまます  
 395 荒雄良者妻子之産業乎婆不念呂年之八歳平待騰来不座

の「不念呂」は、従来の訓の如く「オモハズロ」と訓むべきで、打消の助動詞「ズ」の中止形に間投助詞ロが付いた形である。ロは中央語系の上代語では体言・形容詞（連体形）・副詞・助動詞等に付くが、用例の数は少く、助動詞に付いた例は前の「不念呂」の一例だけである。防人歌・東歌等の東国方言では、右の品詞の外に動詞（連用形・命令形）・助詞等に付くが、中央語系の上代語に比し用例も多く、比較的自由に付いてゐる。しかして、東国方言で助動詞に付く例は、「らむ」の東国方言「なむ」の終止形のウ列音がオ列音になつた形に付いた「於毛抱須奈母呂」（東歌壹五）の一例だけである。また助詞の連用形に付く例は「与斯呂伎麻左奴」（東歌壹六）の一例だけである。十首の歌すべてを憶良の創作とする人は、「オモハズロ」におけるロの用法を、憶良の古語使用の一例と見てゐる。しかし、東国方言以外の上代語では、「不念呂」の例を除いては、動詞・助動詞に付く例は連用形に付いた一例、助動詞に付く例は終止形に付いた一例である。「不念呂」以外には、助動詞の連用形（中止形）に付いた例は、東国方言を含めて上代語には一例も無い。このやうな他に絶無のロの用例が見られることは、「志賀白水郎歌十首」の連作を集団の生活史上の一事件を述べた叙事詩として理會すると共に、少くとも十首の歌すべてが憶良の創作であるとす

説には、従ひ難いものがある。

この十首の連作歌には左註があつて、その終に「因<sub>レ</sub>斯妻子等、不<sub>レ</sub>勝<sub>ニ</sub>憤<sub>ニ</sub>慕<sub>ニ</sub>、裁<sub>ニ</sub>作此歌<sub>一</sub>。或云、筑前国守山上憶良臣、悲<sub>ニ</sub>感<sub>ニ</sub>妻子之傷<sub>一</sub>、述<sub>レ</sub>志而作此歌<sub>一</sub>とある記事が、憶良作説の有力な根拠の一つとなつてゐることはないふまでもない。荒雄の妻子の作とする説は、卷二の冒頭の連作が磐の姫の皇后の作として伝へられたのと同じく、伝承上の作者に過ぎない。しかしして、「或云」以下の記事を憶良作の有力な根拠とする説は、「筑前国守山上憶良臣」以下を重視し、「或云」の意味を字義通りに素直に受容れず、軽視した傾向がある。万葉卷五における憶良や旅人等の連作の如き、全く個人の創作である連作のみを考慮して、連作の各歌が民謡から構成されてゐる連作を看却し、その本質を考察しなかつた結果、「志賀白水郎十首」の連作を個人の創作に成る連作面からのみ考察することとなり、「或云」を字義通り素直に受け容れることができなかつたのである。

次に、左註によれば、神龜年中に大宰府が宗像郡の百姓の宗像部津麻呂に対馬へ食糧を運ぶ船の柁師を命じたが、老衰任に堪へずとして、年来の柁師の同業者の志賀村の白水郎の荒雄に任を替つて貰つたのである。この事は、志賀の白水郎の集団の生活史が、前述した如く航海と漁撈に貫

かれてゐたことを意味する。左註に今の五島列島の福江島の三井楽の岬に当る美禰良久の埼から船出したとある記事も、対馬への出港地としては不自然である。美禰良久が當時大陸渡航の出港地であるといふ事実から臆測して、都人が誤り記したもので、この連作が伝説歌的なものであることを暗示してゐる。卷十六には「有由縁并雜歌」と題してあるが、この連作が「有由縁歌」に類するものとして卷十六に載せられたものであらう。したがつて、卷十六の編纂者も連作の左註の作者も、憶良の創作と見てゐなつたと、少くとも疑問視してゐたことは確かである。

制限の紙数も相当超過したので、以下結論的に述べることにする。

志賀の白水郎の集団が航海・漁撈を生業とする、特殊な集団であることは、文献によつて推定することができる。殊に奈良時代香椎廟宮の毎年春秋の祭日に風俗楽を奏上した事実は、この推定に確実な根拠を与へると共に、氏族や集団の生活上の記憶すべき事件を物語る叙事詩的歌謡が、志賀の白水郎の集団にも伝誦されてゐたことを推定させる。かやうな歌謡は曲譜と舞とを伴ひ、集団的場において演出された。「志賀白水郎歌十首」の連作を、かやうな歌謡の一として把握し理會するとき、憶良の創作と見るために生じた諸種の疑問や難点が説明される。十首の連作

は、憶良が筑前国守に在任中採取して配列したのかも知れない。或いは十首中には憶良の創作であるもの、憶良の手が加ばつてゐるものがあるとも考へられる。配列の順序は、憶良が卷十六の編纂者によつてなされたとも考へられる。しかし、一方志賀の白水郎の集団によつて伝誦され、演出されてゐた歌謡を、歌詞も歌の順序もそのまま憶良又は他の人によつて採録されたものを、卷十六の編纂者が載せたことも考へられる。恐らく、志賀の白水郎の集団に歌謡として存在してゐるものに、憶良の手が加はつて（憶良創作の歌も交つてゐるかも知れない）、現存の配列順序（尼崎本のみは異なる）となつたと考へるのが、比較的妥当な見方であらう。以上述べたことによつて、連作の各歌もその配列の順序もすべて憶良一人の創作であるといふ説には賛成し得ないのである。

註

- (1) 沢瀉久孝博士「万葉集の作品と時代」所収、  
 (2) 前出拙稿「筑前国志賀白水郎歌十首の複数性について」

執筆者紹介

|                 |                        |         |              |            |             |             |             |             |             |            |             |                  |          |          |           |          |
|-----------------|------------------------|---------|--------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------------|----------|----------|-----------|----------|
| 春 日 政 治         | 高 木 市 之 助              | 小 島 吉 雄 | 笹 淵 友 一      | 瀬 古 孝 二    | 上 村 孝 男     | 黒 岩 駒 男     | 平 井 秀 文     | 井 手 恒 雄     | 横 山 正       | 矢 野 文 博    | 目 加 田 さ く を | 大 内 初 夫          | 鶴 内 久    | 重 松 泰 雄  | 春 日 和 泰 雄 | 福 田 良 輔  |
| 本学名誉教授<br>学士院会員 | 愛知女子短大<br>学長<br>日本大学教授 | 大阪大学教授  | 東京女子大<br>学教授 | 熊本大学<br>教授 | 鹿児島大<br>学教授 | 久留米大<br>学教授 | 福岡学芸<br>大教授 | 福岡女子<br>大教授 | 大阪学芸<br>大教授 | 三重大<br>学教授 | 福岡女子<br>大教授 | 佐賀電<br>谷短大<br>教授 | 本学助<br>手 | 本学講<br>師 | 本学助<br>教授 | 本学教<br>授 |